



2025年6月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 魚 力
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 川 隆 英
(コード番号 7596 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 尾 後 貫 隆
(TEL. 042-525-5600)

(訂正)「第41回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2025年6月24日「第41回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」を適時開示致しましたが、「1. 定時株主総会の継続会の開催方針を決定した理由」の記載内容に事実と異なる記載内容がございましたので、下記のとおり訂正いたしますとともにお詫び申し上げます。

記

(訂正前)

1. 定時株主総会の継続会の開催方針を決定した理由 (下線が訂正箇所であります)

当社は、2025年6月26日開催予定の第41回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)の目的事項のうち、報告事項「1. 第41期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「2. 第41期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件」(以下「第41期決算報告」といいます。)に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、本年6月13日に法人税申告手続きにおいて賃上げ促進税制の適用申請がなされておらず、法人税の特別控除が受けられないことが判明しました。これを受けて、社内で連結財務諸表および財務諸表を改めて精査したところ、下記の事由が生じていることが判明しました。

- ①当社の連結子会社である株式会社最上鮮魚の固定資産に減損処理漏れがあり、これに伴い、持分法投資利益が過大に計上(現時点における差異の概算 約30百万円)されるとともに、連結への移行に際しての会計処理に誤りが生じていること。
- ②当社の店舗設備に資産除去債務の見積りが適時に行われていないこと。
- ③前述の賃上げ税制適用申請漏れによる、当社の税金仕訳における法人税の見積り計上金額(現時点における差異の概算 約85百万円)に誤りがあること。

当社としましては、上記の事由により事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の修正が必要となり、その後、決算手続き及び会計監査人による監査手続き等を行うため、これらに相応の時間を要する見込みであることから、本総会で第41期決算報告をすることを断念せざるを得ないものと判断いたしました。

(訂正後)

1. 定時株主総会の継続会の開催方針を決定した理由 (下線が訂正箇所であります)

当社は、2025年6月26日開催予定の第41回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)の目的事項のうち、報告事項「1. 第41期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、

連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「2. 第41期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下「第41期決算報告」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、本年6月13日に法人税申告手続きにおいて賃上げ促進税制の適用申請がなされておらず、法人税の特別控除が受けられないことが判明しました。

一方、第41期の連結計算書類及び計算書類において、下記の事由について会計監査人の指摘を受け、当社は認識を致しておりましたが、当社は修正しない旨（決算未修正事項）の意思決定を致しておりました。

- ①当社の連結子会社である株式会社最上鮮魚の固定資産に減損処理漏れがあり、これに伴い、持分法投資利益が過大に計上（現時点における差異の概算 約30百万円）されるとともに、連結への移行に際しての会計処理に誤りが生じていること。
- ②当社の店舗設備に資産除去債務の計上漏れが生じていること及びこれに伴う減損処理漏れが生じていること。

これに加え、新たに前述の賃上げ税制適用申請漏れによる、当社の税金仕訳における法人税の見積計上金額（現時点における差異の概算 約85百万円）に誤りがあることが**判明し**、当社としましては、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類において、**少なくとも以上の誤り**の修正が必要となり、その後、決算手続き及び会計監査人による監査手続き等を行うため、これらに相応の時間を要する見込みであることから、本総会で第41期決算報告をすることを断念せざるを得ないものと判断いたしました。

以 上